

## 重要なお知らせ

# 令和元年6月1日以降の解体工事業について

令和元年5月  
京都府建設交通部

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布、順次施行され、平成28年6月1日から新たな業種区分として「解体工事業」が追加されました。平成28年6月1日時点で、「とび・土工工事業の許可」を受けているものであって、解体工事業に該当する営業を営んでいるものは、令和元年5月31日までの間に限り、「解体工事業の許可」を受けなくても引き続き当該営業を営むことが可能でしたが、令和元年5月31日をもって経過措置期間が終了します。

つきましては、令和元年6月1日以降の解体工事について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

### 記

#### 1 令和元年度の解体工事の入札参加に必要な経営事項審査について

令和元年6月1日以降に京都府が発注する「解体工事」の入札参加については、入札参加確認申請の時点において、「解体」の経営事項審査を受け、有効な結果通知を受けていることが必要です。「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の経営事項審査では「解体工事」に入札参加できません。

既に経営事項審査を受審した方は、同一の審査基準日で再度申請が可能ですので、「解体工事」の入札参加を希望する場合、「解体」の経営事項審査を受けてください。なお、再度申請の手数料は、「基本料+業種追加分」です。

#### 2 令和2年度の解体工事業に係る競争入札参加資格について

令和2年度の競争入札参加資格を得るためには、審査基準日及び審査結果通知日が「平成30年4月1日から令和元年10月31日まで」の経営事項審査を受ける必要があります。

「解体工事」に係る競争入札参加資格を得るためには、「平成30年4月1日から令和元年10月31日まで」に「解体」の経営事項審査を受けており、完成工事高が0でないことが必要です。

「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の経営事項審査を受けていても、「解体」の経営事項審査を受けていない場合は、令和2年度の「解体工事」の競争入札参加資格は得られません。令和2年度の「解体工事」の競争入札参加資格を希望される場合は、「解体」の経営事項審査を受けてください。

平成30年11月及び平成31年2月に実施した、京都府建設工事指名競争入札参加資格審査申請をされた方は、令和2年度の競争入札参加資格審査申請の必要はありませんが、「解体工事」の競争入札参加資格を得るためには、「平成30年4月1日から令和元年10月31日まで」に「解体」の経営事項審査を受けており、完成工事高が0でないことが必要です。